

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成28年2月4日(2016.2.4)

【公開番号】特開2014-119673(P2014-119673A)

【公開日】平成26年6月30日(2014.6.30)

【年通号数】公開・登録公報2014-034

【出願番号】特願2012-276434(P2012-276434)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1337 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1337

【手続補正書】

【提出日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のTFT基板または対向基板が形成されたマザーベース板に配向膜を印刷する配向膜印刷装置であって、

印刷版から前記マザーベース板に配向膜を印刷するフレキソ印刷部と、

前記フレキソ印刷部の基板投入側に、前記マザーベース板の長軸を前記フレキソ印刷部内の進行方向に対して0°、90°、180°、270°のいずれかの向きにセッティング可能な第1の基板旋回部と、を有していることを特徴とする配向膜印刷装置。

【請求項2】

配向膜印刷装置は、前記マザーベース板を保持する基板保持部を有し、

前記基板保持部は、前記0°、90°、180°、270°のいずれの向きにセッティングされた場合においても、位置合わせ可能なアライメント機構を有している、ことを特徴とする請求項1に記載の配向膜印刷装置。

【請求項3】

前記印刷を終わった前記マザーベース板の長軸を、前記進行方向に対して0°、90°、180°、270°のいずれかの向きに旋回可能な第2の基板旋回部を有することを特徴とする請求項1又は2に記載の配向膜印刷装置。

【請求項4】

配向膜を有するTFT基板と、配向膜を有する対向基板と、前記TFT基板と前記対向基板との間に液晶層が挟持された液晶表示装置の製造方法であって、

前記TFT基板と前記対向基板とが重なった部分に表示領域が形成され、前記TFT基板が前記対向基板と重なっていない部分に端子部が形成され、

前記端子部側の前記表示領域の辺から前記対向基板の辺までの距離d2は、前記端子部が形成されていない辺における前記表示領域の辺から前記対向基板の辺までの距離d1よりも大きく、

前記TFT基板または前記対向基板の前記配向膜は、印刷版から配向膜材料をTFT基板に転写するフレキソ印刷によって形成され、

前記配向膜において、前記印刷版が前記TFT基板または前記対向基板に先に接する側を印刷入側とし、前記印刷版が前記TFT基板または前記対向基板から離れる側を印刷出側とした場合、

前記配向膜における前記端子部側の辺は、前記印刷出側側の辺と一致させることを特徴とする液晶表示装置の製造方法。

【請求項 5】

前記端子部側の前記表示領域の辺から前記配向膜の辺までの距離 s_2 は、前記端子部が形成されていない辺における前記表示領域の辺から前記配向膜の辺までの距離 s_1 よりも大きく設定することを特徴とする請求項 4 に記載の液晶表示装置の製造方法。

【請求項 6】

前記 TFT 基板または前記対向基板は、マザー基板に複数形成されていることを特徴とする請求項 4 又は 5 に記載の液晶表示装置の製造方法。